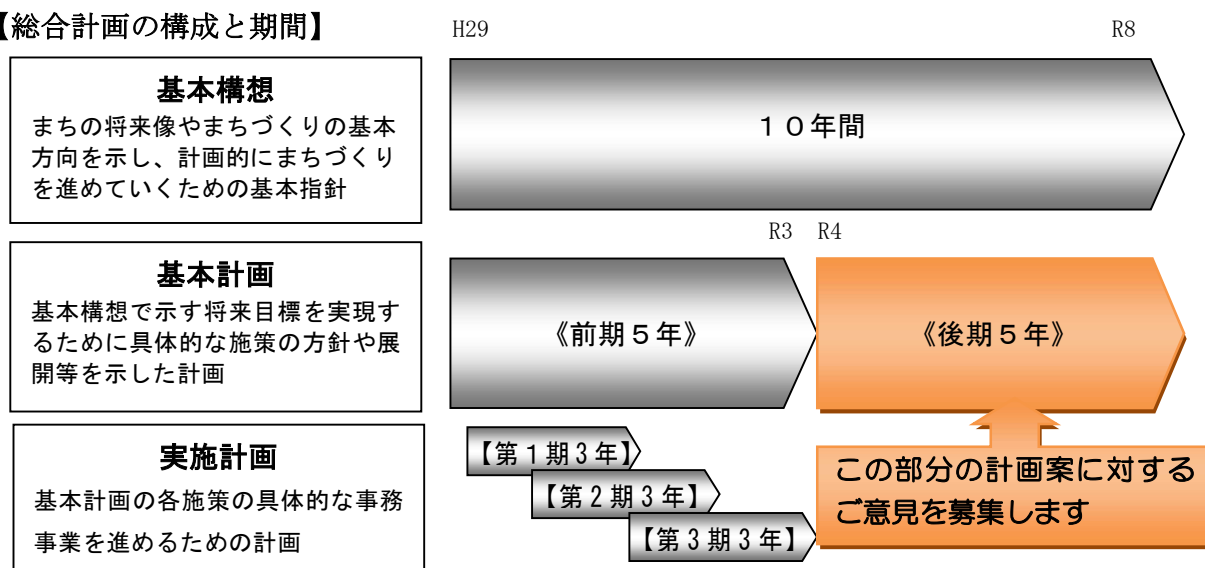


第2次田辺市総合計画「後期基本計画(案)」に対するご意見をお聞かせください

市では、平成29年7月に策定した「第2次田辺市総合計画」に基づき、まちの将来像「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」の実現に向けて、計画的にまちづくりを進めているところですが、「第2次田辺市総合計画」のうち前期基本計画が令和3年度末に計画期間の終了を迎えることから、令和4年度から令和8年度までの5年間の具体的な施策の方針や展開等を示した「後期基本計画」の策定作業を進めています。今回の意見募集は、「後期基本計画(案)」に対するご意見をいただき、それらを参考にしながら、よりよい計画を策定していくためのものです。「後期基本計画(案)」については、下記の備付け場所までお越しいただくか、または田辺市のホームページでもご覧いただけます。皆さんからのご意見をお待ちしています。

【総合計画の構成と期間】



【基本計画とは】

平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とする基本構想で示した将来目標を実現するための具体的な施策の方針や展開等を示したものであり、前期（平成29年度～令和3年度）、後期（令和4年度～令和8年度）と5年ごとに分けて計画を策定するものです。

■提出方法

所定の様式（備付け場所にあります。）に住所、氏名、年齢をご記入の上、電子メール、ファクシミリ、郵送、又は企画広報課（本庁舎3階）か各行政局総務課までお持ちください。ご意見につきましては、その理由もお書きください。※電話での受付は行っていません。

■意見を提出できる方

田辺市意見公募手続実施要綱第2条に基づき、「後期基本計画(案)」に対する意見を提出できる方については、下記のとおりとなります。

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内に存する学校に在学する方
- (5) 前各号に掲げる者のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

- 「第2次田辺市総合計画後期基本計画（案）」備付け場所
企画広報課（本庁舎3階）、本庁舎玄関案内係、各行政局総務課
※郵送を希望される場合は、企画広報課までご連絡ください。

- 意見募集期間

令和3年12月21日（火）～令和4年1月20日（木）必着

- 公表

いただいたご意見等の概要及びこれに対する市の考え方を、広報紙やホームページを通じて公表します。ただし、一人ひとりのご意見に対して市の考え方をお示しするものではありませんので、ご了承ください。

※「田辺市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容は掲載しません。

- 問い合わせ

〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地

企画広報課企画調整係 TEL0739(26)9963 FAX0739(22)5310

E-mail: kikaku@city.tanabe.lg.jp

市ホームページ: https://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/sougoukeikaku/2ji_kouki.html